

大治町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組みの方針～



平成27年12月策定

令和7年12月改定

大治町通学路安全推進協議会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組みを行うため、このたび、関係機関の連携を構築し、「大治町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 大治町通学路安全推進協議会の設置

関係機関の連携を図り、本プログラムの円滑な事務を進めるため、以下をメンバーとする「大治町通学路安全推進協議会」を設置します。

- ・小中学校代表者
- ・大治町教育委員会学校教育課関係者
- ・大治町建設部都市整備課関係者
- ・大治町総務部防災危機管理課関係者
- ・愛知県津島警察署交通課関係者
- ・国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所関係者
- ・愛知県海部建設事務所維持管理課関係者
- ・愛知県海部建設事務所道路整備課関係者

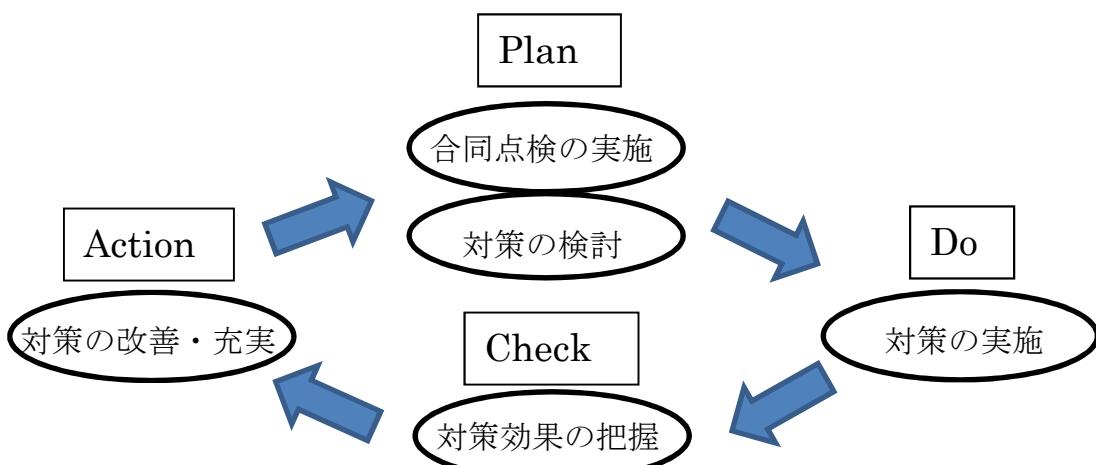
3. 取組み方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、引き続き合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組みをP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]



(2) 定期的な合同点検の実施 (P l a n)

○合同点検の実施時期等

- ・町内の通学路を、3年に1回、合同点検を実施します。
- また、適宜必要な時期に実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、大治町通学路安全推進協議会において、点検路線を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・小学校ごとに、学校、警察、道路管理者、防災危機管理課関係者等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討 (P l a n)

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (D o)

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (C h e c k)

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がってきているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのかを聞き取り調査等で確認し、対策結果を把握します。

(6) 対策の改善・充実 (A c t i o n)

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

(7) 点検から対策の改善・充実までの流れ

月	項目	実施主体	実施内容
5月～6月	危険箇所の抽出	学校 教育委員会	・各学校により実施
7月～8月	合同点検の実施	教育委員会 学校関係者 道路管理者 防災危機管理課 警察	・危険箇所の現場確認 ・対策案の検討 ・対策の改善・充実の検討
9月	対策の決定	推進協議会	・対策・改善等の決定
10月～	対策の実施	各担当機関	・対策の実施
～3月	効果の把握	教育委員会 各担当機関	・対策後の評価

※ただし、項目について必要な場合には適宜行うこととする。

4. 箇所図、箇所一覧表の作成

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成します。

(別添資料)

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所図

平成27年12月策定
平成30年10月改定
令和元年8月改定
令和3年10月改定
令和5年4月改定
令和6年11月改定
令和7年12月改定